



平成16年 5月24日

各 位

会社名 株式会社メッセージ
代表者名 代表取締役社長 橋本俊明
(登録銘柄・コード番号: 2400)
問合せ先 専務取締役 矢吹 章
電話番号: 086-423-6700

ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成16年5月24日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行について、平成16年6月29日開催予定の当社第7回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社ならびに当社子会社の連結業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保し、また当社監査役の適正な監査に対する意識を一層高めることを目的として、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1)新株予約権の割当を受ける者

当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員のうち、当社の取締役会が認めた者とする。

(2)新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 300 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は当該新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が必要と認める株式の数の調整を行うことができる。

(3)発行する新株予約権の総数

300 個(新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1 株。ただし、前記(2)の調整を行った場合は同様の調整を行う。)を上限とする。

(4)新株予約権の発行価額

無償とする。

(5)新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込金額」という。）に、各新株予約権の目的たる株式数を乗じた金額とする。払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格（以下、「最終価格」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の最終価格（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、新株予約権を発行する日の最終価格とする。

なお、本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、次の各算式により調整された1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）する場合、または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合（以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとする。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株数} + \frac{\text{新規発行株数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含まない。

(6)新株予約権の権利行使期間

平成18年6月30日から平成21年6月30日までとする。

(7)新株予約権行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社ならびに当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合において、当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める場合はこの限りでない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。

その他の条件については、本株主総会決議および新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8)新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、新株予約権を無償にて消却することができる。

新株予約権者が新株予約権を全部または一部を放棄した場合は、当社はその新株予約権を無償で消却することができる。

その他の消却事由および消却条件については、本株主総会決議および新株予約権発行にかかる取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の内容については、平成16年6月29日開催予定の当社第7回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以 上